

第12回検討会の議論のまとめ

初診のオンライン診療を適切に実施するための安全性・信頼性について

(1) 安全性・信頼性の担保の基本としての医師・患者関係

- 初診の場合にも安全性・信頼性を担保するためには、医師が患者の医学的情報を把握していることや医師-患者間の関係性が醸成されていることが重要。
- この「医師・患者関係」については、過去の受診歴等がベースとなるのではないか。
 [上記を前提とした上で、過去に受診歴がない場合、初診からオンラインで受診することについてどのように考えるか。]

(2) 安全性・信頼性を十分確保するための更なるルール

その上で、安全性・信頼性を十分確保する観点から、以下のルールの下で初診オンライン診療を実施することとして検討してはどうか。 ※「初診」とは、新たな症状等に対する診察を行うこと。

<① 安全性に関するルール>

- a. 必要な対面診療の確保 (必要時に速やかに対面診療へ移行できる仕組み、オンライン診療と対面診療との組み合わせで実施する体制の確保)
- b. 事前トリアージ (オンライン診療に不適な症状を事前に除外し、

⇒ 前回検討会で議論)

<② 信頼性に関するルール>

- a. 事前説明・同意 (説明・同意についての統一フォーマット、事前同意取得の義務化等)
- b. 患者・医師双方の本人確認 (マイナンバーカード、HPKI等を用いた本人確認の必須化等)

<③ 安全性・信頼性双方に関するルール>


- a. 処方制限 (リスクの高い処方薬等の制限・処方日数制限等)
- b. 研修の必修化 (オンライン診療に必要な知識・技能についての研修の必修化)

(1) 安全性・信頼性の担保の基本としての医師・患者関係

第12回検討会での意見

- 受診歴のない患者に対するオンライン診療は、重大な疾患の見逃し等の危険が伴うと思われるので、初診からのオンライン診療は直近の情報がある場合に限定すべきではないか。
- 受診歴のない患者について、予防接種や健診の情報がある場合についても、その情報の内容によって対応は変わるのではないか。
- かかりつけ医等から診療録や情報提供書入手した場合、人間ドックの結果やその他職場からの情報がある場合、地域医療情報ネットワーク等から情報が入手できる場合は情報があるということで、受診歴のない場合でもオンライン診療を認められるのではないか。
- 受診歴のない患者にオンライン診療を行うことについては、今後の医療情報の共有に関する議論の進展を踏まえるべきではないか。
- まずはオンライン診療を提供するかかりつけの医師がいかに増えるかという観点で、研修やシステムを含む支援に関する議論をすべきではないか。
- 受診歴としてどの程度過去のものを含むのかという点については、引き続き議論が必要ではないか。

今後の検討の方針(案)

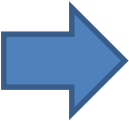
- 
- 過去に受診歴のある患者に対しては、初診からのオンライン診療を実施できることとし、過去の受診歴として認められる期間については引き続き検討することとしてはどうか。
 - 受診歴のない患者については、どのような情報があらかじめ把握出来れば、安全性が一定程度担保された上で、初診のオンライン診療が可能か、専門家の意見を聴取の上、検討してはどうか。
 - オンライン診療を行うかかりつけの医師や医療情報の共有に関する議論の進展も踏まえながら、引き続き検討することとしてはどうか。

(2)－①－a 必要な対面診療の確保

第12回検討会での意見

- 対面診療が必要な場合には、原則、オンライン診療を実施した医師が対応することとしてはどうかという部分に関しては、医師に限定せず、当該医療機関としたほうが適切ではないか。
- 他の医療機関において対面診療を受ける場合に、オンライン診療をしていた医療機関からの情報が、対面診療をする受入先の医療機関に共有される仕組みを検討する必要があるのではないか。
- まずはオンライン診療を提供するかかりつけの医師がいかに増えるかという観点で、研修やシステムを含む支援に関する議論をすべきではないか。

今後の検討の方針(案)

- 
- 必要な対面診療の確保については、オンライン診療を実施した「医師」に限らず、当該医師の所属する「医療機関」において実施することとしてはどうか。
 - その上で、概ね前回資料のとおり(下記)実施することとしてはどうか。
 - オンライン診療を行うかかりつけの医師や医療情報の共有に関する議論の進展も踏まえながら、引き続き検討することとしてはどうか。

<参考> 前回検討会資料4より抜粋、「医師」を「医療機関」に修正したもの

- 対面診療が必要な場合には、原則、オンライン診療を実施した医療機関が対応することとしてはどうか。
- 対面診療での対応が困難である場合は、原則、日常的にアクセス可能な距離にある他の医療機関と連携を確実に行うこととしてはどうか。
- かかりつけの医療機関の所在地と異なる二次医療圏に居住する(二拠点居住を含む)者が初診からオンライン診療を受ける場合においては、速やかに対面診療を受けられる医療機関を受診前に確保しておくこととしてはどうか。
- 物理的に離れた専門医がオンライン診療する際に、対面診療が必要だと判断した場合には、紹介元の医療機関が対面診療を実施することを基本としてはどうか。